

無断伐採対策の強化のポイント

伐採・流通フロー

これまでの対応

課題

対策の強化

伐採の届出

伐採

木材流通

伐採届の提出 (伐採者等→市町村)

- ・伐採する森林の所在や、伐採面積、伐採齢等を記した伐採届を提出(伐採予定日90~30日前)
- ・市町村は、森林簿等により届出内容を確認

- ・無断伐採の全国調査
- ・結果公表と注意喚起。

- ・都道府県を通じ、市町村に対し、届出内容の確認徹底を指導。
- ・市町村を通じ、所有者等への伐採届出制度の再周知と遵守を指導。

- 届出内容の真偽を確認するための情報等の充実が必要。
- 市町村の人手が少なく十分に確認できない。

Point1 伐採届出制度の運用の改善

- 市町村が届出内容を確実に確認できるよう、届出の添付書類に、登記簿謄本や立木の売買契約書等を指定。
- ・伐採届の審査結果を所有者に通知すること等で確認を徹底。
- ・届出と林地台帳等を照合できるシステム整備予算を措置。
- 再発防止のため、誤伐業者には、次回伐採届から「境界確認を証する資料」の添付等を指導

伐採・造林の実施 (伐採者等)

- ・届出をせずに伐採した場合は罰金が科される(森林窃盗は懲役又は罰金刑)

- ・警察、県、市町村等が連携した現場の巡視パトロールを要請。

- 伐採業者が境界を誤って隣接地を無断で伐採する事案が発生。

Point2 優良業者の育成／悪質業者の排除

- ◇「意欲と能力ある経営体」の選定等に当たっては、伐採に係る行動規範の策定等を条件づけ。 } 育成
- ◇伐採届の審査結果や伐採旗の現場掲示等の奨励により、適正な伐採を促進。
- ◇法令違反者等は「意欲と能力ある経営体」リストから削除、名前と理由を公表。 } 排除
- ◇法令違反者等は①補助金の交付決定の取消し、②合法木材GLに基づく団体認定を取消し。

* GL:ガイドライン

伐採・造林の状況報告書の提出 (伐採者等→市町村)

- ・木材関係団体に対し、CW法に基づく、合法性の確認を周知。
* CW法:クリーンウッド法

- CW法は、自主的な取組が基本であり、業界団体のリードによる取組強化が必要。

Point3 合法伐採木材の流通の徹底

- 木材関係団体に対し、CW法の登録の促進を要請。
- 県レベルで「合法伐採木材利用推進協議会」の設立を促し悪質業者が供給する木材を業界全体で排除。

さらに、警察の求めに応じ、誤伐等により行政指導を受けた伐採業者等(各都道府県から情報収集)について情報提供を行う。